Smart Data Platformサービス利用規約 別冊(ネットワーク) 【現改比較表】 2025年2月26日時点 ~2025年2月25日 2025年2月26日~

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊(ネットワーク)

第1章~第4章 (略)

別紙1~別紙5 (略)

別紙6 統合ネットワーク/関連サービス提供条件等

1 (略)

- 2 各メニュー等の提供条件等
- (1) docomo business RINK
- A 提供条件等
- (A) 用語の定義

用語	用語の意味
1~22 (略)	(略)

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊(ネットワーク)

第1章~第4章 (略)

別紙1~別紙5 (略)

別紙6 統合ネットワーク/関連サービス提供条件等

- 1 (略)
- 2 各メニュー等の提供条件等
- (1) docomo business RINK
- A 提供条件等
- (A) 用語の定義

用語	用語の意味
1~22 (略)	(略)
23 光信号分岐端末回線	接続約款(東日本電信電話株式会社及び西日本
	電信電話株式会社が定める電気通信事業法第3
	3条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気
	通信設備との接続に関する契約約款をいいま
	す。) に定める光信号分岐端末回線
24 光回線再利用	docomo business RINKに係る契約の全部又
	は一部の解除を行うにあたり、光信号分岐端末
	回線を変更することなく、その契約者が現に利
	用しているdocomo business RINK (光コラ
	ボレーションモデルサービスを用いて提供す
	るものに限ります。) から当社以外の電気通信
	事業者が提供する電気通信サービス(光信号分
	岐端末回線と相互接続して提供するものに限
	ります。) へ移行するため、引込線を再利用する
	こと(ただし、アクセス回線の事業者変更に該
	当する場合を除くものとし、以下この場合を
	「光回線再利用(出)」といいます。)

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊(ネットワーク) 【現改比較表】 2025年2月26日時点

~2025年2月25日

2025年2月26日~

	(注)引込線に係る設備形態上の理由により、 光回線再利用を適用することができない場合があります。
25 事業者変更等承諾番号	(1) アクセス回線の事業者変更の手続きに必要となる番号(以下「事業者変更承諾番号」といいます。) (2) 光回線再利用の手続きに必要となる番号(以下「光回線再利用承諾番号」といいます。)

(B) 共通的な提供条件

a~e (略)

f アクセス回線の事業者変更

- (a) 契約者は、アクセス回線の事業者変更(出)の請求をすることができます。
- (b) 当社は、契約者からアクセス回線の事業者変更(出)の請求があったときは、共通編第8条(SDPFサービスの契約申込の承諾)第2項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。
- (i) 事業者変更先の事業者が承諾しないとき。
- (ii) (略)
- (iii) その他アクセス回線の事業者変更(出)に関する業務の遂行に係る当社 と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との契約に基づく 条件に適合しないとき。
- (c) 当社は、アクセス回線の事業者変更(出)の請求を承諾したときは、事業者変更承諾番号(アクセス回線の事業者変更(出)の手続きに必要となる番号をいいます。以下同じとします。)を発行します。この場合において、事業者変更承諾番号は、発行日から起算して15日間に限り有効とします。

g~m (略)

n 光コラボレーションモデルサービスに係る契約者氏名等の通知等 契約者は、当社から光コラボレーションモデルサービスを用いたアクセス回線 (B) 共通的な提供条件

a~e (略)

f アクセス回線の事業者変更等

- (a) 契約者は、アクセス回線の事業者変更(出) 又は光回線再利用(出) の請求をすることができます。
- (b) 当社は、契約者からアクセス回線の事業者変更(出) 又は光回線再利用(出) の請求があったときは、共通編第8条 (SDPFサービスの契約申込の承諾) 第 2項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の場合を除いて、これを承諾します。
- (i) 移行先の事業者が承諾しないとき。
- (ii) (略)
- (iii) その他アクセス回線の事業者変更(出) 又は光回線再利用(出) に関する業務の遂行に係る当社と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との契約に基づく条件に適合しないとき。
- (c) 当社は、アクセス回線の事業者変更(出)又は光回線再利用(出)の請求を承諾したときは、事業者変更承諾番号又は光回線再利用承諾番号を発行します。この場合において、事業者変更承諾番号又は光回線再利用承諾番号は、発行日から起算して15日間に限り有効とします。

a~m (略)

n 光コラボレーションモデルサービスに係る契約者氏名等の通知等 契約者は、当社から光コラボレーションモデルサービスを用いたアクセス回線

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊(ネットワーク) 【現改比較表】 2025年2月26日時点

~2025年2月25日

2025年2月26日~

の提供を受ける場合は、あらかじめ次の事項に同意するものとします。

- (a) 提携事業者(東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に限ります。以下、(c)までにおいて同じとします。)から当社に請求があった場合に、当社が契約者の氏名又は名称及び住所又は居所を提携事業者に通知する場合があること。
- (b) (略)
- (c) アクセス回線の事業者変更(出)の手続きにあたり、そのアクセス回線に係る情報(光コラボレーション事業者が締結する光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提携事業者が保有する情報であって、契約者の氏名又は名称、住所又は居所、アクセス回線の設置場所、アクセス回線に係る品目又は細目、提携事業者が契約者に対して直接提供するサービスがある場合には当該サービスに関する契約者と提携事業者との契約内容をいいます。)のうち、アクセス回線の事業者変更を行うために必要な情報について、提携事業者が事業者変更先の事業者に通知する必要があること。

o~v (略)

(C) (略)

B (略)

(2) (略)

の提供を受ける場合は、あらかじめ次の事項に同意するものとします。

- (a) 提携事業者(東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に限ります。以下、(d)までにおいて同じとします。) から当社に請求があった場合に、当社が契約者の氏名又は名称及び住所又は居所を提携事業者に通知する場合があること。
- (b) (略)
- (c) アクセス回線の事業者変更(出)の手続きにあたり、そのアクセス回線に係る情報(事業者変更に関して当社が契約者から取得する情報又は光コラボレーション事業者が締結する光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提携事業者が保有する情報であって、事業者変更承諾番号、契約者の氏名又は名称、住所又は居所、アクセス回線の設置場所、アクセス回線に係る品目又は細目、提携事業者が契約者に対して直接提供するサービスがある場合には当該サービスに関する契約者と提携事業者との契約内容等の情報をいいます。)について、提携事業者又は事業者変更の相手方の電気通信事業者が事業者変更に係る業務を行うために必要な範囲において、当社又は提携事業者が提携事業者又は事業者変更の相手方の電気通信事業者に通知し、また、当該通知を受けた電気通信事業者が利用する場合があること。
- (d) 光回線再利用にあたり、その再利用する引込線に係る情報(光回線再利用に関して当社が契約者から取得する光回線再利用承諾番号、契約者の氏名又は名称、住所又は居所、引込線に係る終端の場所及び工事実施予定日等の情報をいいます。)について、提携事業者又は光回線再利用の相手方の電気通信事業者が光回線再利用に係る業務を行うために必要な範囲において、当社又は提携事業者が提携事業者又は光回線再利用の相手方の電気通信事業者に通知し、また、当該通知を受けた電気通信事業者が利用する場合があること。

o~v (略)

(C) (略)

B (略)

(2) (略)